

議第110号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中

法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	33,000	を
-----------------------------------	--------	---

法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	27,000	に,
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	33,000	

法第85条第5項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	存続期間が1月以内のもの	60,000	を
	存続期間が1月を超えるもの	120,000	

法第85条第5項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	存続期間が1月以内のもの	60,000	に改める。
	存続期間が1月を超えるもの	120,000	
法第85条第6項前段の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		160,000	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市都市計画関係手数料条例別表第1(7)の項(建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査に係る部分に限る。)の規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)第1条の規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

建築基準法の規定に基づく認定等の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。